

**試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部
改正案及び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガ
イド案に対する意見募集の結果について（１／２）
—外部ハザードを含む敷地特性に係る評価等の反映—**

令和元年１１月１３日
原子力規制庁

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正案及
び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド案について、意
見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

１．概要

- 意見募集の期間：令和元年９月５日（木）から１０月４日（金）まで
- 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- 意見募集の対象：試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査
基準の一部改正案

２．お寄せいただいたご意見

- 御意見数：３件
- 御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正案に対する
提出意見及びこれに対する考え方

意見 No.	提出意見	考え方
1	本審査基準は原子力規制検査の実施に向けた法令類の整備に伴い来春に改正され、事業者は新原子炉等規制法の施行日から6月以内に保安規定の変更申請をする必要がある。試験炉の定期評価については、何れの試験炉も次回評価期限までに期間があることから、上記改正に併せた施行を希望する。	ご指摘を踏まえ、設置者が今回改正する審査基準等に対応するため、必要とされる保安規定の変更認可申請を行うための期間を考慮し、令和2年4月1日から施行することとします。 したがって、設置者の今回改正する審査基準等への対応は、上記施行日以降に行う保安規定の変更認可申請においてなされることとなりますが、ご指摘のとおり、原子力利用における安全対策の強化のための原子炉等規制法の一部改正施行に伴う保安規定の変更認可申請に含めて対応することでも十分と考えます。
2	該当箇所の「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うこと。」については、何を差しているか不明確なため、「必要に応じて保安活動の計画及び品質保証計画の改善を行うこと。」と修正すべきである。	ご指摘の「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うこと。」とは、保安活動について、いわゆるPDCAの一連の活動を行うことであり、この一連の活動の結果、保安活動の改善があれば、品質保証計画に反映し、その改善を行うことを求めるものです。 本要求事項は、設置者のこうした一連の活動の結果、現状保全が十分有効に機能していると判断することを否定するものではないことから、原案のとおりとします。

意見 No.	提出意見	考え方
3	改正後欄の２．の「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善」は１．で引用している「運用ガイド」の改善に係る規定の対象外と理解してよろしいか。（２．では「運用ガイド」は引用されていないから。）	ご指摘の改正後欄２．の「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善」は、運用ガイドに基づき実施した定期的な評価の結果を踏まえ、保安活動に係るＰＤＣＡの一連の活動を行うことであり、この一連の活動の結果、保安活動の改善があれば、品質保証計画に反映し、その改善を行うことを求めるものです。 上記活動は、改正後欄１．の運用ガイドに基づく活動と相互に関連するものですが、本運用ガイドは通常の保安活動に係るＰＤＣＡの一連の活動を具体的に規定しているのではなく、これについては、保安規定の審査基準における品質保証の項目において規定しています。